

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十号

平成二十七年

四月三日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

○山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項の規定による各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

選挙区名	制限額
西八代郡	五百七万三千五百円
南巨摩郡	五百二十九万六千九百円
中巨摩郡	五百九万五千二百円
南都留郡	五百四十四万九千百円
甲府市	五百三十三万七千二百円
富士吉田市	五百六十一万五千四百円

都留市・西桂町	五百一十一万四千六百円
山梨市	五百十五万五千六百円
大月市	五百七十八万五千五百円
韮崎市	五百九十六万七千六百円
南アルプス市	五百五十万二百円
北杜市	五百六十万四千四百円
甲斐市	五百五十三万四百円
笛吹市	五百四十八万五千五百円
上野原市・北都留郡	五百七十六万四千三百円
甲州市	五百五万六千六百円
中央市	五百九十万四千二百円

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番